

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的

地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者等に対する一定の給付措置等を講ずるものとする。

第二 地方議会議員の年金制度に関する規定の削除

地方議会議員の年金制度に関する規定を削除するものとする。 (旧第十一章関係)

第三 制度廃止時において既に地方議会議員を退職している者に係る給付の経過措置

一 旧退職年金に関する経過措置

1 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例によること。 (附則第二条関係)

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金について、当該旧退職年金の年額が二百万円を超える場合にあっては、当該超える額に百分の十を乗じて得た金額を引き下げるものとする。 (附則第

三条関係)

3 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金について、旧退職年金の年額と前年の旧退職年金等を除く所得金額（地方税法に規定する課税総所得金額）との合計額が七百万円を超える場合は、当該超える額に二分の一を乗じて得た金額の支給を停止するとともに、最低保障額を廃止すること。（附則第四条関係）

二 旧退職一時金に関する経過措置

1 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた退職一時金（以下「旧退職一時金」という。）については、なお従前の例によること。（附則第五条関係）

2 平成二十三年一月から五月までの間に給付事由が生じた旧退職一時金の額は、旧退職一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えることとし、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に百分の八十を乗じて得た金額と、平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とすること。（附則第六条関係）

三 代替退職一時金の支給

1 平成二十三年一月から五月までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受ける権利を有する者は、当

該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができるものとする。 (附則第七条第一項関係)

2 別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例によること。 (附則第七条第二項関係)

3 代替退職一時金の額は、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に百分の八十を乗じて得た金額と、平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とすること。 (附則第七条第三項関係)

四 旧公務傷病年金に関する経過措置

施行日前に給付事由が生じた公務傷病年金 (以下「旧公務傷病年金」という。) については、なお従前の例によること。 (附則第八条関係)

五 旧遺族年金に関する経過措置

施行日前に給付事由が生じた遺族年金 (以下「旧遺族年金」という。) については、なお従前の例によること。 (附則第九条関係)

六 旧遺族一時金に関する経過措置

1 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた遺族一時金（以下「旧遺族一時金」という。）については、なお従前の例によること。（附則第十条関係）

2 平成二十三年一月から五月までの間に給付事由が生じた旧遺族一時金の額は、旧遺族一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧遺族一時金調整額を加えることとし、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に百分の八十を乗じて得た金額と、平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とすること。（附則第十一条関係）

七 その他所要の経過措置を設けるものとする。

第四 制度廃止時において地方議会議員である者に係る給付の経過措置

一 特例退職年金の給付

1 特例退職年金は、制度廃止時において地方議会議員である者であつて施行日の前日において退職したならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。こと。（附則第十二条第一項関係）

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定の例によること。
(附則第十二条第二項関係)

二 特例退職一時金の給付

1 特例退職一時金は、次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるときに、その者に給するものとする。 (附則第十四条第一項関係)

ア 制度廃止時において地方議会議員である者 任期満了を含め制度廃止後最初に退職したとき。

イ 平成二十三年一月から五月までの間に在職三年未満で退職した地方議会議員 この法律の施行のとき。

2 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例によること。 (附則第十四条第二項関係)

3 特例退職一時金の額は、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に百分の八十を乗じて得た金額に、平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に百分の二十を乗じて得た金額を加えた金額とすること。 (附則第十四条第三項及び第十五条関係)

三 特例退職年金及び特例退職一時金の支給の調整

1 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅するものとする。 (附則第十六条第一項関係)

2 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職一時金の支給を選択したときは、特例退職年金を受ける権利は、消滅するものとする。 (附則第十六条第二項関係)

3 平成二十三年五月までの在職期間が十二年以上である特例退職一時金を受ける権利を有する者(特例退職年金を受ける権利を有する者を除く。)が特例退職一時金の支給を受けたときは、特例退職年金を受ける権利は、発生しないものとする。 (附則第十六条第三項関係)

四 特例公務傷病年金の給付

1 特例公務傷病年金は、制度廃止時において地方議会議員である者が、旧共済会(この法律による改正前の地方公務員等共済組合法に規定する地方議会議員共済会をいう。以下同じ。)を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したとき等に、給するものとする。 (附則第十七条第一項関係)

2 別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例によること。（附則第十七条第二項関係）

五 特例遺族年金の給付

1 特例遺族年金は、制度廃止時において地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とすること。（附則第十八条第一項関係）

2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例によること。（附則第十八条第二項関係）

六 特例遺族一時金の給付

1 特例遺族一時金は、次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるときに、その者の遺族に給するものとする。 （附則第十九条第一項関係）

ア 制度廃止時において地方議会議員である者（平成二十三年五月までの在職期間が十二年未満であ

る者に限る。) 在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職一時金を給すべきとき。

イ 平成二十三年一月から五月までの間に在職三年未満で死亡した地方議会議員 この法律の施行のとき。

2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族一時金については、旧遺族一時金に関する規定の例によること。(附則第十九条第二項関係)

3 特例遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に百分の八十を乗じて得た金額に、平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に百分の二十を乗じて得た金額を加えた金額とすること。(附則第十九条第三項及び第二十条関係)

七 在職期間の計算

特例退職年金、特例退職一時金(二の1のアに掲げる者に給付する場合に限る。)、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額の算定については、在職期間は平成二十三年五月までとすること。(附則第十

三条、第十四条第四項、第十七条第三項及び第十八条第四項関係)

八 その他所要の経過措置を設けるものとする事。

第五 存続共済会、給付の経過措置に係る費用負担等

一 存続共済会及びその業務

1 旧共済会の存続

旧共済会は、次に掲げる業務を行うため、制度廃止後もなお存続するものとする事。(附則第二

十三条第一項関係)

ア 旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金の給付を行うものとする事。

イ 特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金の給付を行うものとする事。

ウ なお存続するものとされる旧共済会(以下「存続共済会」という。)に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うものとする事。

エ その他これらに附帯する業務を行うものとする。

2 存続共済会の構成員

存続共済会は、地方公共団体の議会の議長をもって組織するものとする。 (附則第二十三条第

二項関係)

3 存続共済会の解散

存続共済会は、1の業務が全て終了したときにおいて解散するものとする。 (附則第二十三条

第三項関係)

二 地方公共団体の負担金

共済給付金の給付に要する費用は、制度廃止時に存続共済会が保有する共済給付金の給付のための業務上の余裕金を除き、地方公共団体が負担するものとする。 (附則第二十三条第二項関係)

三 財政調整

市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会は、共済給付金の給付の円滑な実施を図るため、市議会議員存続共済会にあっては町村議会議員存続共済会に対して、町村議会議員存続共済会にあって

は市議会議員存続共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。 (附則第二十三条第二項関係)

四 資料の提供

存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができるものとする。 (附則第二十七条関係)

五 その他所要の経過措置を設けるものとする。

第六 関係法律の一部改正等

その他関係法律の一部を改正するものとする。

第七 施行期日

この法律は、平成二十三年六月一日から施行するものとする。ただし、第三の一の二及び三に関する規定は、同年九月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)